

令和6年美濃加茂市教育委員会 3月定例会 会議録

1 開会日時及び場所

令和6年3月18日(月)午後3時00分から午後4時00分まで
美濃加茂市生涯学習センター2階 203会議室

2 出席者

(教育委員)

教育長 古川 一男
委員 渡邊 博栄
委員 武田 由美
委員 安藤 摩里
委員 榊間 月絵

(事務局)

事務局長 田口 真吾
学校教育課長 竹腰 宣行
教育センター次長 佐伯 好洋
教育総務課課長補佐 鷺見 省吾

3 欠席者 委員 高野 光泰

4 開会 午後3時00分

5 議事日程等

(1) 教育長あいさつ

(2) 会議録署名委員の指名

(3) 会議録の承認について

○2月定例会会議録

(4) 議事

○議第1号 美濃加茂市附属機関の設置に関する規則の一部を改正する規則について

○議第2号 美濃加茂市学校給食費規則の一部を改正する規則について

○議第3号 美濃加茂市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

○議第4号 美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について

(5) 協議・報告事項

① 教育長職務代理者の指名について(報告)

② 教育委員会行事予定等

③ 教育センター事業報告

(6) その他

会 議 録

(1) 教育長あいさつ

古川教育長

※教育長から開会のあいさつ

・教育センターのたよりに今回私書かせていただいたんですけど、今教職員の成り手がいないとか、教職員不足とか、もうブラックブラックっていうような、そんな話がある中ですけども。実は今年の教員採用試験の様子を色々見ていまして、一つちょっと立ち止まったところがありました。それは岐阜県には大きく教育の関係では6つのブロックに分けて、教育事務所単位で6つの教育事務所の管轄があるんですけども。その中で本年度の教職員の採用者・希望者を見ると、この可茂地区、美濃加茂市も含めてですけど、可茂地区に生活の基盤があるものでの教員の希望者っていうのが、その割合が1番県内でも高かったっていうことがありました。それは、人数自体は規模が違いますので、岐阜の方は人数そのものが多いので希望者・志願者の数自体は、もちろん1番ではないんですけども。今の受験する年代の人達が、中学校3年生の時の年代の生徒数で比較したっていう数字です。今、色々言われている中ですけども、これは一つ非常に嬉しい事実だになっていうことを思っています。要因は色々あると思うんですけども、高校の方でも一生懸命、教員の職業ということについても高校3年生を中心に説明会をしたりとか、いろんな手立てを打っているんですけども。その中の一つに我々の教職員がある意味、子ども達の中から見てすごく憧れっていうふうになっている部分があるんじゃないかなっていうことを思って、私はその結果の一つを見ました。いかに子ども達に教職員は寄り添って指導してきているかっていうこと。これは全国学力学習状況調査とか、市内では子ども達の意識調査っていうのを定期的に行っているんですけども、美濃加茂市の状況を見ますとどの調査においても、先生は僕達のことを私達のことをよく理解して接してくれるとか、何かあったら学校の先生とか身の回りの人達に相談をするっていうそういう質問に対しての肯定的な回答が非常に高いところがあります。そうしたことから、いかに我々の教職員が子ども達に寄り添ってこう指導していつているかっていうところ。その一つの結果でもあるなっていう風に見ています。これからもそういうことも大事にしながら進めていかないといけないなっていうことを改めて心しているところです。

・高校入試のことですけども、今回は大きな変更点がありました。一つは、オンラインの申請っていうことで、非常に今回は間違いがあっではいけないということで、中学校の方も神経を今まで以上にも使って向かっていったところですけども。これで一次試験の方も結果も先日発表されたということで、順調に進んだっていうことはありがたいなっていうことを思いながら見ていますが、最近その結果を見ていても、この志願者の傾向っていうのは随分変わってきているなってこと

を今回も強く感じています。県内でも多くの高校で定員割れをしている公立高校が随分増えてきて、特にその中でも普通科を持つ高校においての定員割れっていうところがあり、ちょっと目立っているなっていうことを思いながら見ていました。21日の木曜日に2次選抜が行われるんですけども、2次選抜の募集をかけて志願希望を聞いた結果が新聞にも報道されていましたが、2次募集をしてもなかなか希望者が入ってこないような状況で。うん、随分変わってきて、また来年度に向けて高校の方も、定員の見直していうところも出てくるのかなとも思うんですけども。その中には、いろんな要因があるなとは思いますが。大きく私が思っているのは、一つは都市部への集中が随分変わってきていて。特に岐阜市とか岐阜地区の高校にどの地区からも集中して来ている。そういう傾向も強くなっているなっていうこととか。進学先の多様化っていうか、私立の受け皿が増えてきているっていうこととか。通信制の高校への希望者が増えてきている。そうしたことも背景にあるのかなっていうことも思っています。いよいよこれで2次選抜もうすぐ始まるんですけど、どの生徒も義務教育終了後の進路をしっかりと掴み取って、次のステップへ進んでもらいたいなっていうことを思いながら見ております。

3月8日の金曜日に中学校の卒業式がありました。私は東中学校の卒業式の方へ出席をさせていただきました。渡邊委員さんには双葉中学校の方に行っていただきましたけどもいかがでしたかね。様子は。

渡邊委員

とっても良いというか、コロナ前に戻ったっていうそこまでいかないですけど、合唱とかも素晴らしかったですし、一人一人の顔がしっかり。マスクしてないですから顔見て、晴れやかな顔で卒業していく姿が見れたのでとても良かったです。

古川教育長

ありがとうございます。

今年多くの保護者の中でも実施することができたっていうのも本当に喜ばしいなっていうことを思いながら見てましたけど。今、渡邊委員さんにも話をさせていただいたんですけど、去年西中学校の式次第を見ますと、国歌・校歌斉唱ではなくて静聴っていう言葉で、もう一切歌を歌わない、もう聞く、伴奏を聞くっていうようなそんなような式だったんですけども、今年については国歌・校歌斉唱っていう事で、子ども達もこの仲間で最後の校歌を歌うことができているなっていうこと。それから今渡邊委員さんからもお話があったんですけど、東中学校においても3年生の合唱がありまして、やはり子ども達が最後の思いを込めて合唱するその歌声っていうのとか表情っていうのは非常になんか心に残るものがありました。だから卒業生の答辞、在校生の送辞っていうこともありましたけれども。東中学校では、その卒業生の答辞も代表の子が2人で話したんですけども、自分達のその中学校生活についての思い、思い出っていうこととか、母校となる中学校へ

の思いというもの。そして最後に色々この中学校生活の中でいろんな部分で関わって支えてもらった人達への感謝の気持ちっていうのをとうとうと語る姿を見て、子ども達の大きな姿を見てとても頼もしく思った瞬間でした。また同時に思ったのが、それを見つめる担任とか職員の姿も非常に心に残りました。先ほども話をしたんですけど、教職員について今色々言われるんですけども、やはり教職員の教職の醍醐味っていうのはここにあるなっていうことを改めて感じました。来週の月曜日ですね。小学校の卒業式で教育の皆様方にもそれぞれ行っていただくこととなりますけども、学校の様子を見てお話をいただければなということを思っております。翌26日の火曜日が令和6年度の修了式ということで、本年度の最後の小学校、中学校においても締めくくりをする時です。進学や進級への次のステップへの夢っていうのを一人一人の子ども達に膨らませて次に進ませていきたいなっていうそういう思いを思っております。

それではただいまから美濃加茂市教育委員会令和6年3月の定例会を開会いたします。

(2) 会議録署名委員の指名

古川教育長

会議録署名委員の指名を行います。美濃加茂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和6年3月定例会会議録の署名者は安藤委員にお願いいたします。

安藤委員

はい。

(3) 会議録の承認について

① 2月定例会会議録

古川教育長

次に、会議録の承認についてです。2月定例会会議録を事前にお送りしておりますが、訂正等はよろしいでしょうか。

特にないようすでをご承認いただいたという事でお願いたします。

(4) 議事

議第1号 美濃加茂市附属機関の設置に関する規則の一部を改正する規則について

古川教育長

では初めに「議第1号 美濃加茂市附属機関の設置に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

鷺見課長補佐

※資料を基に、美濃加茂市附属機関の設置に関する規則の一部を改正する規則について説明。

- ・新たに設置した教育委員会の附属機関について、どちらの課が主管課となるかを定めるものです。
- ・美濃加茂市学校給食食物アレルギー対応方針策定委員会については教育総務課、美濃加茂市学校検尿判定委員会については教育総務課、美濃加茂市医療的ケア運営協議会については学校教育課を主管課とするものです。
- ・美濃加茂市学校検尿判定委員会と美濃加茂市医療的ケア運営協議会を設置する条例改正の施行日に合わせて、一部改正規則の施行日も令和6年4月1日とするものです。

古川教育長

何かご質問等ございませんか。

(委員：意見等なし)

それでは議第1号については議決されたものと認めます。次へいきます。

議第2号 美濃加茂市学校給食費規則の一部を改正する規則について

古川教育長

では次に「議第2号 美濃加茂市学校給食費規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

田口事務局長

※資料を基に、美濃加茂市学校給食費規則の一部を改正する規則について説明。

- ・この改正規則は令和6年4月からの学校給食の公会計化及び学校給食費の改定に伴い改正を行うものです。
- ・改正の主な内容ですけれども、保護者同意のもと給食費の申し込みをしていただくこと。それから給食費の額の変更、給食費の納付、減額、還付等の規定の追加。それから教職員等の給食費の明確化、その他字句の訂正などを行うものです。
- ・第1条は、規則制定の目的を趣旨に変更しまして、字句の訂正を行うものです。
- ・第2条は、給食の申し込みに関する条文を追加するものであり、改めて保護者から申込書兼給食費納入契約書の提出により給食の申し込みをしていただくことを規定するとともに、変更、終了についても定められた様式により提出することを規定するものです。
- ・第3条は、給食費の額の変更、値上げ後の額です。及び不明確でしたのぞみ教室通学者の給食費の額を規定するとともに、旧第4条で規定していました給食予定報告書に加えて、新たに実績報告書についても学校長から提出をしていただくことを規定するものです。

- ・第4条は、給食費の徴収月額についてです。値上げ後の額に変更するとともに、清算の方法について規定するものです。旧第3条の第4項から第6項までの規定については削除していますが、改めて第5条以降で規定をしています。
- ・第5条は、喫食数の報告についてです。報告を必要とする該当事項及び期日について規定するものです。
- ・第6条から第9条までの条文につきましては、新たに追加したものです。第6条の納付につきましては、期日と納付方法、口座振替について規定をしています。
- ・第7条の減額につきましては、就学援助費や特別支援教育就学奨励費の支給を受けた者の給食について免除や減額することを規定しています。
- ・第8条の還付及び充当につきましては、数の間違い等によって過誤納金があった場合の還付と、未納があった場合に充当できるように規定をしているものです。
- ・第9条の教職員等の給食費につきましては、学校給食センター職員、のぞみ教室などにおきまして給食の提供を受ける者の徴収方法や期日について規定をしています。
- ・附則第2項につきましては、給食費の特例としまして令和6年度の児童生徒につきましては、現行額とすることを規定しています。
- ・以上の改正に伴い、様式の追加修正を行うものです。
- ・この改正規則の施行期日は、令和6年4月1日としまして、経過措置としてこの改正後の規則の規定は令和6年度以降の年度分の給食費に適用し、令和5年度分までの給食費についてはなお従前の例によるとしています。

古川教育長

ありがとうございました。
何か質問等ありましたらお願いします。

榎間委員

給食の申し込みってというのは新しくここに入ったという事ですか。今まではなかったという事ですか。

田口事務局長

規則の中で明確になってはいなかったんですが、給食の申し込みについては毎年ご提出をいただいております、それを新たに明確に示しました。

榎間委員

分かりました。

古川教育長

ありがとうございました。
その他何か質問等ありましたらお願いします。
(委員：意見等なし)
それでは議第2号については議決されたものと認めます。次へいきます。

議第3号 美濃加茂市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

古川教育長

では次に「議第3号 美濃加茂市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

鷺見課長補佐

※資料を基に、美濃加茂市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について説明。

・今まで一つの表だったものを、年額で定額で支給をしているものと、実際かかった経費と比較して支払っているものを分かりやすいように二つの表に分けました。表の改正点は、国の補助要綱に合わせて金額を一部変更しているところと、新しい科目としてスポーツ振興センターの共済掛金というのを追加しているところです。

・第3条第5項に、学校給食費については学校給食費規則第7条の規定によるものとするというような規定を追加しています。今までは給食費を取りつつ保護者の方に援助費を支給する形でしたので、一旦支出が発生していました。そこも保護者の負担になっていましたので、今回給食費の公会計化に合わせて、内部的な処理で支援をする形に切り替えさせていただいたということです。「就学援助の決定を受ければ給食費の方は免除になる」というルールにさせていただきますと、こちらの要綱としては特に給食費に対する支出はなくなるのですが、「給食費はどうなるのか」という疑義が出るといけませんので、こういった形で明記をさせていただいて給食費については給食費規則の方で減免するというような説明を付け加えさせていただいたものです。

・別表第2としまして、年額で支出する費目を集めさせていただいたということです。新入学児童生徒学用品通学用品購入費につきまして、国の方が金額を変更しましたので、小学生が現況54,060円のものが57,060円に、3,000円ほど増額しています。

・日本スポーツ振興センター共済掛金については、新たに追加させていただきました。現状、この掛金につきましては、学校の方で集金をさせていただいてそれを市の会計の方に入れていただくという流れを取っています。この就学援助の対象の方については掛金が不要としていますが、どうしてもその決定の連絡と学校の引き落としにタイムラグがありまして、就学援助の対象となった方でも一旦この460円を学校は集金し、就学援助になった連絡が来たら、それを返金をするというようなお金のやり取りが発生していました。それを学校が集金したものを全部市の方に入れていただいて、この就学援助費としてお返しする形とすることで、学校と保護者の間のお金のやり取りを一つ少なくしようと。学校の方の手間やお金の管理についてなるべく負担がかからないようにするために追加させていただきました。備考の7です。スポーツ振興センター共済掛金については、5月1日時点で支給決定を受けている方に限りその掛金を不要としておりますので、注意書きを載せさせていただいています。

・別表第3に挙げている費目については、それぞれ実費と上限額を比較してどちらか少ない方の額を支給するというものです。これにつきましては、学校等からそれぞれいくら経費がかかったというのを教えていただき、比較して保護者の方にお支払いをさせていただくものです。別表第3の備考ですが、要保護者については、基本的には生活保護のお金の方から教材費等の教育に関する費用が出ていますが、この修学旅行費や学校保健安全法に基づく経費については生活保護の方で出ないため、それについては就学援助費で出しますという注意書きを載せてあるということになります。

古川教育長

ありがとうございました。

何か質問等ありましたらお願いします。

(委員：意見等なし)

それでは議第3号については議決されたものと認めます。次へいきます。

議第4号 美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について

古川教育長

では次に「議第4号 美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

鷺見課長補佐

※資料を基に、美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について説明。

・就学援助と同様ですが、学校給食について、こちらは2分の1の減額という形とさせていただくものを追加しております。

・学用品、通学用品ですとか新入学の児童生徒の用品の購入費につきましては、まずレシートを保護者の方に管理していただいてそれを出していただいて、これが対象です、これが対象じゃないですっていうのを1個1個確認して実費の額を算出し、限度額と比較をしてお金を支給する形でした。このやり方ですと保護者の方がそのレシートを1年間とか取っておかなければならなかったり、この新入学ですと、その学校に入る前に買ったもの、ランドセルとかそういったもののレシートをずっと取っておいて、それを1年生になってこの制度の対象になったので提出するというような形となり、なかなか保護者の方も管理が大変というところです。実際この手続きが手間なのでこの制度の申請しないという方もみえたりします。職員側の話になりますが、そのレシート1枚1枚を確認して、鉛筆が3本とかのレシートを全部確認していましたので、結構膨大な事務量がかかっていました。あと全国的にやはり課題と認識し、それを定額支給に切り替えているような自治体も最近は多くなってきましたので、美濃加茂市につきましても、保護者の方の事務の軽減ですとか。あとこちらについてはその支給額が定額になりますので、今まで支給されていた額よりも多くの額

が保護者さんの方に支給ができるということで、経済的な支援を手厚くするというような意味合いもありまして、この別表第1に掲げています支給費目については定額の支給とさせていただければというところです。

・別表第2につきましては、学校の方で支給をしているもので、学校がレシート等で支出の管理しているものです。保護者の方には負担がない費目となりますので、そこについては今までどおり実際かかった額と上限額とを比較して払うようにしたいということです。今回の改正は就学援助の方の支給の方法に特別支援の方も合わせるというような改正となっております。

古川教育長

ありがとうございました。

何か質問等ありましたらお願いします。

1点確認ですけど、その定額支給に変更するっていうことですけど、購入したものの報告っていうのは、確認はできるんですか。

鷺見課長補佐

そちらの方は確認しません。特別支援は2回に分けて支給しますので、この金額を2回に分けて保護者に支給するような形で考えております。

古川教育長

特に報告は必要ないということですね。

鷺見課長補佐

はい、そうです。

古川教育長

保護者のことを中心により活用しやすいようにということで、規則改正という事ですけどもよろしかったでしょうか。

(委員：意見等なし)

それでは議第4号については議決されたものと認めます。次へいきます。

(5) 協議・報告事項

① 教育長職務代理者の指名について（報告）

古川教育長

初めに、教育長職務代理者の指名について私の方からの報告をいたします。

今まで教育長の職務代理者としてお願いをしておりました高野委員さんでございますけれども、諸事情によりまして、この4月1日付けで教育長の職務代理者を武田委員にお願いをしたいと考えております。ご報告ということですけども、その旨ご承知をいただきたいという事でよろしくお願いいいたします。

武田議員におかれましては、地教連の方の会長もってということでお願いをすることになりますけれどもよろしくお願いをいたします。

このことにつきまして何かご質問等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

② 教育委員会行事予定等

古川教育長

では「教育委員会行事予定等」をお願いします。

竹腰学校教育課長

※資料を基に、教育委員会行事予定等について説明。

・3月には臨時の教育委員が4日にございまして、8日には中学校の卒業式。そして13日に実践論文の表彰式とあじさい賞の表彰式等ですね、たくさんご足労いただきまして、ご参加いただきました。ありがとうございます。

・25日に小学校の卒業式、26日に修了式というような学校の予定となっております。小学校の卒業式にはご参加いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

・4月になりますが、年度変わりを1日ですが、美濃加茂市外から転入した職員と新規採用の職員を対象に初任者の宣誓式を行います。別紙で4月1日のご案内を配布をさせていただいておりますので、お時間ございましたらご参加いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

・学校の行事になりますが、8日に入学式並びに始業式を開催するということになっております。

古川教育長

何か質問等ありましたらお願いします。

4月1日の月曜日の新規採用及び転入職員の服務宣誓式につきましては、皆様方にもお時間をいただきましてご出席をいただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

なお、コロナ禍でもありますけれども、教育委員の皆様方にも自己紹介ということという事で職員の方に紹介をさせていただきますので、毎度毎度ですけどもよろしくお願いをいたします。

では次へ行きます。

③ 教育センター事業報告について

古川教育長

では次に「教育センター事業報告」をお願いします。

佐伯センター次長

※資料を基に、教育センター事業報告について説明。

<令和6年度 教育センター運営の方針と重点について>

・方針とそれから5つの重点につきましては変更はございません。

・重点の1では研修の推進です。岐阜県の第4次教育振興基本計画、それから来年度の美濃加茂市の学校教育の方針と重点に基づきながら研修の方は進めさせていただきます。

・それから適応指導教室の運営につきましては、子ども達の心理的な安定を図ることをまず1番において運営を進めてまいります。

・教育相談及び支援体制の充実については、特に児童生徒に対する相談体制について、各小中学校に1名のほほえみ相談員の配置という計画で進めておりますので、学校における教育相談体制の充実を軸に進めてまいります。

・いじめ・問題行動に対する支援につきましては、様々な問題・トラブルが学校で起きるわけですが、それに対する教職員の対応力の向上について研修等を通じて高めていきたいと考えております。

・重点の5につきましては、やはり国の動き、教育の動きを先生方ができるだけ理解していただくための資料等の充実を図っていきたいと考えております。

・職務研修についてです。教務主任研修については、これまでセンターの方の捉えと実際の教務主任研修の動きがずれておりましたので、来年度については年度当初に新しい学校教育の方針と重点についての周知をしっかりと図るという場としてその研修を位置づけます。それから主幹教諭や生徒指導主事については、問題行動の理解と対応についての研修。それから研究主任については、今の子ども達につけていきたい力についての研修を企画していきたいと考えております。

・課題研修ですが、QUの分析と活用について研修を毎年行っているんですが、その分析については新しく市外から入ってくる先生とか初任の先生方にとっては大きな学びの場ではあるんですが、毎年受けている先生方については、概ね内容分析の仕方については定着してきていると思いますので、むしろそこで捉えた人間関係の改善につながるSGEの活用等の研修を積極的に学校で位置付けてもらえたらなという風に考えております。

・研修講座につきましては、夏休み期間を利用して今年度と同様に4講座程度実施していきたいと思っております。

・研究については、4つの委員会ということで決して新たな委員会を立ち上げたわけではないんですが、今まで情報教育委員会が位置付けておりませんでしたので、ここに情報教育委員会を位置付けました。

・社会科副読本編集委員会につきましては、本年度は開催が1回でしたが、来年度と再来年度の2年間で8年度向けの改訂版を作成していくということで、来年度は年3回とちょっと回数を増やして実施する予定をしております。

・児童生徒・市民への支援につきましては、プログラミング体験や科学の広場、ヤギさんふれあい事業は継続して行います。また新規事業については、ふるさと木曾川を感じる体験研修を新規に位置付けて9小学校の6年生を対象にということで、希望に応じてということなんですが、全ての学校から希望が出まして全部の学校で実施することになりました。ただ太田小学校につきましては、これまでもこの体験研修を校外研修として位置付けておりました5年生で実施をしておりましたので、来年度6年生でやりますと2回同じことをやるということになってしまったこと、また5年生

でやる意義がちょっと崩れてしまいますので、太田小は5年生でやりたいという希望でしたのでそれに応じております。

- ・来年度科学の広場については、12月の文化の森のエントランスホールの使用予定が12月の第1週のところでもうすでに場所予定が入っておりますので、今年度からは2週ほどずらした形で実施を計画しております。

- ・不登校対策関連事業について小中学校に全ての相談員を配置するという計画で進めております。ですが、今現在募集をかけまして配置できるように任用を進めておりますが、十分な任用には至っておりません。現段階では新年度については今年度と同じ中学校は1名ですけれども、小学校は5名を配置して、残りの4校については5名のものが兼務体制で各学校に相談員を置くという形でスタートする見込みでございます。

- ・あじさい教室2ということで、仮称なんですけれども、週2回あじさい教室にもなかなか来れない子達の居場所作りということで、フリースペースの開室に向けて準備を進めているところです。今のところ場所につきましては加茂野小の近くにありますあまの森交流センターですね。あそこの2階の学習室が非常に落ち着いた空間で、場所的にも空調も完備されておりますし、学習室は昼間については比較的使用頻度が少ないということで、そこでなんとか進めていきたいという風に考えております。来年度の実績を基にしまして、やはり加茂野というのは市全体でいきますとかなり西寄りになりますので、加茂野のそのフリースペースの実績に基づきながら、利用ニーズが高いようであればまた美濃加茂市の中央部や東部についてもそういったところの開室ができないかということを考えて進めていきたいと思っております。

- ・発達相談につきましては、通級指導教室のニーズが本当に高くなっておりまして、来年度は学級数が減る学校もございますが、その分新設であったり増級になる学校もありまして市全体で子ども達の支援・指導について充実を図っていきたいという風に思っております。また、そのための開室の準備や環境整備についても新たに開くところについては、今視察をしまして対応を検討しているところでございます。来年度の教育センターの運営の方針の重点につきましては以上です。

<長期欠席児童生徒の状況について>

- ・2月の長欠の様相でございますが、小学校については1月とほぼ同様、若干の増加というような状況でしたが、中学校では前年度比で考えますとそんなに増えていないんですけれども、1月に比べると11名増えまして今年度最多ということです。3学期スタートはちょっと子ども達頑張ったんですけれども、やはり2月でちょっとエネルギーが切れてしまったかなという感じがございます。

<不登校について>

- ・登校扱い状況については、中学校の相談室が26名ということで相変わらずたくさんの生徒が相談室で対応をしてもらっております。

- ・あじさい教室の様子につきましては、相談については年間通じてそんなに多くはなかったんですけれども、毎月何らかの電話相談であったり来

所、それから入室を考えるための見学等の相談がございました。あじさい教室は2月、19人の児童生徒。お試しも含めてですがこの生徒の通室がございました。本当に4月8日からスタートしてこの状態ですので、随分増えてきたなということをおもっております。それからその中の中学校3年生の生徒につきましては概ね進路が確定しまして安心すると同時にですね、若干進路が決まった子ども達の通室の時間が遅くなったりとかそんな様子は見られます。ですが、3月8日に中学校の卒業式終わったんですけども、それ以降もあじさい教室の方には継続してほとんど全員が通室をしております。またあじさい教室の方に中学校の先生たちが来てくださったりして色々説明やら配慮をしていただいたおかげで、何人かの子どもは実際の卒業式にも参加できたり、もしくは式や学活には出れなかったけれども、別室で校長先生からきちんと卒業証書を受け取って卒業式を終えたというようなことができました。また明日3月19日ですが、明日があじさい教室の修了式と卒業式の予定でございます。明日でもって一旦あじさい教室の方も今年度の運営は最後ということになります。

古川教育長

教育センターより事業の報告をしてもらいました。

ご質問等はございませんか。

今多様化、複雑化っていうことがキーワード。教育会のキーワードでありますけども。そうした視点でも教育センターの担っている役割っていうのはますます重要になってきます。今も来年度の計画の話をしてもらいましたが、見通しを持ってまたさらに進めていっていただくようによろしく願いいたします。

ありがとうございました。

他に何か質問等ございませんか。

(委員：意見等なし)

では次へいきます。

(6) その他

古川教育長

その他はありますか。

田口事務局長

事務局職員の異動の内示ですが、例年ですとこの3月定例会の時には内示が出ておりまして、皆様方にこの場で報告は出来たかと思うんですけども、今年度につきましては内示が明日でございまして、明日にならないと報告ができないということになりますので、明日分次第また皆様方には報告を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

古川教育長

事務局の人事についてですね。また追って連絡をさせていただくということです。よろしく願いいたします。

その他よろしいでしょうか。

(委員：意見なし)

では、ありがとうございます。その他はありますか。
(事務局：特になし)
では最後に次回の日程を確認したいと思います。

田口事務局長

※ 4 月定例会の日程調整について説明
(委員日程調整)

また調整させていただいて、後日お知らせします。

古川教育長

その他よろしいですか。

それでは以上で令和 6 年 3 月定例会を閉会いたします。皆さんありがとうございました。

閉会 午後 4 時 0 0 分
